

(報告事項)

令和5年度における松本市議会個人情報保護条例の施行状況について

1 趣旨

松本市議会個人情報保護条例（令和5年条例第25号。以下「条例」という。）第50条第2項各号の規定により、令和5年度における松本市議会個人情報保護条例の施行状況について報告するものです。

2 松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「規程」という。）に基づく具体的な措置（条例第50条第2項第1号関係）

(1) 安全管理措置執行責任者の任命

議会事務局次長 住吉 真治 を任命（令和5年4月1日付け）

(2) 松本市議会個人情報取扱事務登録簿（全12事務）を作成

(3) 個人情報取扱従事者への研修

ア 日 時 令和6年3月22日（金）午前8時45分～午前9時15分

イ 受講者 議会事務局職員11名

ウ 内 容 条例及び規程の概要並びに電子メール送信時の注意事項の説明

3 保有個人情報の利用目的の変更（条例第50条第2項第2号関係）

なし

4 利用目的以外の利用及び提供（条例第50条第2項第3号関係）

区分	事務の名称	利用又は提供の内容（根拠条文）	件数(件)
提供	議員人事業務	叙勲上申のため、本人の同意を得て、市長に提供したもの（条例第12条第2項第1号）	6件

5 個人情報ファイル簿の作成（条例第50条第2項第4号関係）

別紙1のとおり1件について、作成及び公表（令和5年第1回松本市個人情報保護制度審議会（令和5年10月25日）報告済み。）

6 保有個人情報に対する開示請求等の処理状況（条例第50条第2項第5号関係）

(1) 開示請求・処理状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日） (件)

請求件数	請求対象 記録数	処理の内訳				審査請求
		開示	部分開示	取下げ	不存在等	
1	24	24	0	0	0	0

(2) 訂正請求・処理状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日） なし

(3) 利用停止請求・処理状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日） なし

(4) 審査請求の状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日） なし

7 その他

規程を次のとおり改正しました（令和6年4月30日付け告示・施行）。

(1) 改正内容

ア 松本市個人情報保護条例施行規則の改正（令和6年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

(ア) 送付による開示請求及び写しの送付による開示に係る様式の整備（第4条第2項及び様式）

(イ) 電磁的記録を光ディスクに複写して交付する場合の費用の変更（別表）

(ウ) 用語の整理（別表及び様式）

イ 全国市議会議長会の「議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（例）」の改正（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の改正に伴い、令和6年4月1日付けで改正されたもの）に伴い、所要の改正を行うもの

(ア) 障害に係る要配慮個人情報の判断基準に係る用語の整理（第4条）

(イ) 昨今の個人情報漏えい等事案を踏まえ、漏えい等報告及び本人通知の対象となる事態の追加（第5条）

(2) 新旧対照表

別紙2のとおり

8 参考条文

別紙3のとおり

松本市議会個人情報ファイル簿

No.	個 人 情 報 フ ァ イ ル			
	名 称	議員台帳	所 管 組 織	議会事務局
	利 用 目 的	叙勲等の上申等、慶弔		
	記 録 項 目	氏名、生年月日、本籍地、住所、職業・勤務先、最終学歴、電話番号、自動車番号、議員歴、表彰・叙勲、職歴	記 録 範 囲	現職及び退職した市議会議員
	収 集 方 法	本人	要配慮個人情報	なし
	経常的提要先	なし	開示請求等受理組織	議会事務局
	他法令手続	☐ 条例第31条第1項ただし書該当(訂正に係る特別手続) ☐ 条例第38条第1項ただし書該当(利用停止に係る特別手続)		
	名 称		所 管 組 織	
	利 用 目 的			
	記 録 項 目		記 録 範 囲	
	収 集 方 法		要配慮個人情報	
	経常的提要先		開示請求等受理組織	
	他法令手続	☐ 条例第31条第1項ただし書該当(訂正に係る特別手続) ☐ 条例第38条第1項ただし書該当(利用停止に係る特別手続)		
	名 称		所 管 組 織	
	利 用 目 的			
	記 録 項 目		記 録 範 囲	
	収 集 方 法		要配慮個人情報	
	経常的提要先		開示請求等受理組織	
	他法令手続	☐ 条例第31条第1項ただし書該当(訂正に係る特別手続) ☐ 条例第38条第1項ただし書該当(利用停止に係る特別手続)		
	名 称		所 管 組 織	
	利 用 目 的			
	記 録 項 目		記 録 範 囲	
	収 集 方 法		要配慮個人情報	
	経常的提要先		開示請求等受理組織	
	他法令手続	☐ 条例第31条第1項ただし書該当(訂正に係る特別手続) ☐ 条例第38条第1項ただし書該当(利用停止に係る特別手続)		

松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年議会告示第 1 号）新旧対照表

改正前	改正後
○松本市議会個人情報保護条例施行規程 令和 5 年 3 月 3 1 日 議会告示第 1 号 （要配慮個人情報） 第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）別表に掲げる身体上の障害 イ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 1 6 年法律第 1 6 7 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。） エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」	○松本市議会個人情報保護条例施行規程 令和 5 年 3 月 3 1 日 議会告示第 1 号 （要配慮個人情報） 第 4 条 条例第 2 条第 3 項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）別表に掲げる身体上の障害 イ 知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 1 6 年法律第 1 6 7 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。） エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」

という。)の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第6条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

という。)の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第6条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1) 概要

(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）の項目

(3) 原因

(4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5) その他参考となる事項

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求

者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項並びに第30条において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログ

者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項並びに第30条において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）

(2) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(3) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（電磁的記録の開示方法）

第17条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログ

ラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

ラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第18条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

別表（第19条関係）

個人情報記録されている媒体		写し等	金額
1 文書又は図面	文書又は図面（マイクロフィルム及び写真フィルムを除く。）	複写機により複製したもの	1枚につき10円（多色刷りにあっては、50円）
		外部発注によるもの	作成に要した費用に相当する額
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき10円

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 前項第4号の申出に係る書面には、写しの送付方法確認書（様式第11号の2）を添付するものとする。

3 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市議会個人情報保護条例施行規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、この告示の施行の日以後の請求に係るものから適用し、同日前の請求に係るものについては、なお従前の例による。

3 この告示による改正前の松本市議会個人情報保護条例施行規程の規定による様式は、当分の間、新規程の規定による様式とみなす。

別表（第19条関係）

個人情報記録されている媒体		写し等	金額
1 文書又は図面	文書又は図面（マイクロフィルム及び写真フィルムを除く。）	複写機により複製したもの	1枚につき10円（多色刷りにあっては、50円）
		外部発注によるもの	作成に要した費用に相当する額
	マイクロフィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき10円

	写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要した費用に相当する額
2 電磁的記録	録音テープ又はビデオテープ	光ディスクに複製したもの	<u>作成に要した費用に相当する額</u>
		その他の <u>電磁的記録</u> に複製したもの	作成に要した費用に相当する額
	その他の電磁的記録	光ディスクに複製したもの	<u>作成に要した費用に相当する額</u>
		その他の <u>電磁的記録</u> に複製したもの	作成に要した費用に相当する額
		用紙に出力したもの	1枚につき10円

備考 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

様式第3号（第10条関係）

[略]

	写真フィルム	印画紙に印画したもの	作成に要した費用に相当する額
2 電磁的記録	録音テープ又はビデオテープ	光ディスクに複製したもの	<u>容量が700メガバイトのもの</u> <u>1枚につき80円</u>
		その他の <u>電磁的記録媒体</u> に複製したもの	作成に要した費用に相当する額
	その他の電磁的記録	光ディスクに複製したもの	<u>容量が700メガバイトのもの</u> <u>1枚につき80円</u>
		その他の <u>電磁的記録媒体</u> に複製したもの	作成に要した費用に相当する額
		用紙に出力したもの	1枚につき10円

備考

1 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

2 光ディスクその他の電磁的記録媒体は、議会が用意した電磁的記録媒体に限る。

様式第3号（第10条関係）

[全部改正]

様式第3号の2（第11条関係）

様式第6号（第14条関係）

〔略〕

様式第7号（第15条関係）

〔略〕

様式第8号（第16条関係）

〔略〕

様式第9号（第16条関係）

〔略〕

様式第12号（第20条関係）

〔略〕

様式第15号（第22条関係）

〔略〕

様式第16号（第23条関係）

〔略〕

様式第17号（第24条関係）

〔略〕

様式第18号（第25条関係）

〔略〕

様式第21号（第27条関係）

〔略〕

様式第22号（第28条関係）

〔追加〕

様式第6号（第14条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第7号（第15条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第8号（第16条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第9号（第16条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第11号の2（第18条関係）

〔追加〕

様式第12号（第20条関係）

〔全部改正〕

様式第15号（第22条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第16号（第23条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第17号（第24条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第18号（第25条関係）

〔全部改正〕

様式第21号（第27条関係）

〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕

様式第22号（第28条関係）

<u>〔略〕</u>	<u>〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕</u>
<u>様式第 2 3 号（第 2 9 条関係）</u>	<u>様式第 2 3 号（第 2 9 条関係）</u>
<u>〔略〕</u>	<u>〔「指令第 号」を「第 号」に改正〕</u>

開示請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

三

電話番号

()

松本市議会個人情報保護条例（令和５年条例第２５号）第１９条第１項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

(1)、(2)又は(3)に☑を付してください。(1)に✓を付した場合は、実施の方法のいずれかに✓を付すとともに、実施の希望日等の必要事項を記載してください。

☐ (1) 事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
 ☐ その他（ ）
 <実施の希望日> 年 月 日

☐ (2) 写しの送付を希望する。

☐ (3) 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

※ 「(2) 写しの送付を希望する。」を選択する場合は、写しの送付方法確認書（様式第 11 号の 2）を添付してください。

※ 裏面も記載してください。

※ 本請求書を送付して開示請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1) 開示請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）			
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所			
(4) 法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求資格確認書類については、開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限ります。また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。			
(5) 任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ 添付書類（ ） ※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ開示請求をする日前３０日以内に作成したものに限ります。また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。			

写しの作成及び送付に要する費用

費用の額	請求書発送日	納入確認日
写しの作成費用 _____ 円		
写しの送付費用 _____ 円		

送付による開示請求等本人確認書類提出書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

電話番号

()

送付による開示請求等を行いたいのので、松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年議会告示第1号。以下「条例施行規程」といいます。）第11条第2項の規定により、下記のとおり本人確認書類を提出します。

記

- 1 本人確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。なお、次の(1)及び(2)のいずれも必要となります。）

(1) ☐住民票の写し

※ 個人番号（マイナンバー）の記載がなく、開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限りません。コピーによる提出は認められません。

(2) 次のア～ウのいずれか

ア ☐ 次の(ア)～(エ)に掲げる官公庁発行の顔写真付き本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限りません。）のうちいずれか1点のコピー

(ア) ☐運転免許証

(イ) ☐個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載があるもの）

(ウ) ☐在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

(エ) ☐身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

イ ☐ 次の(ア)～(エ)に掲げる官公庁発行の顔写真無しの本人確認書類（開示請求書等に記載されている開示請求者等の住所を証明できるものに限りません。）のいずれか2点のコピー

(ア) ☐健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証を含む。）

(イ) ☐印鑑登録証

(ウ) ☐介護保険被保険者証

(エ) ☐国民年金手帳

ウ ☐ 上記イのいずれか2点のコピーの提出が困難な場合は上記イのいずれか1点のコピーに加えて、次の(ア)～(エ)に掲げる本人確認書類のいずれか1点のコピー

(ア) ☐旅券

(イ) ☐住所記載のない住民基本台帳カード

(ウ) ☐松本市福祉100円バス・上高地線電車乗車パス券

(エ) ☐顔写真付きの身分証明書（学生証、社員証等）

※ 法定代理人又は任意代理人が請求する場合は、法定代理人又は任意代理人の本人確認書類（上記１の書類）に加えて、法定代理人又は任意代理人の請求資格確認書類（下記２又は３）を提出してください。

※ 法定代理人が法人の場合にあつては、当該開示請求等の任に当たる者（担当者）に係る上記１の本人確認書類に加えて、下記２－１に掲げる書類を提出してください。

２ 法定代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)～(3)に掲げる書類のうち当該法定代理人が当該開示請求等に係る個人情報の本人の法定代理人であることを証明する書類のいずれか１点（開示請求等をする日前３０日以内に作成されたものに限り、コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 戸籍謄本又は抄本
- (2) ☐ 成年後見登記の登記事項証明書
- (3) ☐ 家庭裁判所の証明書

２－１ 法定代理人が法人の場合の本人確認書類に追加する書類

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限り、コピーによる提出は認められません。）

- ① ☐ 法人の印鑑証明書
- ② ☐ 法人の登記事項証明書

３ 任意代理人の請求資格確認書類（提出する書類の□に✓を記載してください。）

次の(1)及び(2)に掲げる書類（いずれも開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限り、コピーによる提出は認められません。）

- (1) ☐ 委任者の実印が押印された任意代理人の資格を証明する委任状
- (2) ☐ 委任状に押印した実印に係る印鑑登録証明書

写しの送付方法確認書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒

電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例施行規程（令和 5 年議会告示第 1 号。以下「条例施行規程」といいます。）第 18 条第 1 項第 4 号の申出に当たり、写しの送付方法が下記のとおりであることを確認した上で、了承します。

記

- 1 写しの送付方法は、本人限定受取郵便（基本型）によること。
- ※ 写しの送付方法については、なりすましによる開示請求の防止や、開示請求者への確実な到達のため、本人限定受取郵便（基本型）によります。

【本人限定受取郵便（基本型）】

郵便物に記載された名宛人又は差出人が指定する代人 1 人に限り、郵便物が渡されるものです。受取方法等は次のとおりです。

名宛人への連絡方法	郵便局から通知書が送付されます。
郵便物受取場所	郵便局窓口
受取時に提示が必要な本人確認書類	・ 写真付き公的証明書 1 点 具体例：運転免許証、日本国旅券(パスポート)、個人番号カード等 ・ 写真の付いていない公的証明書又は写真付き職員証・学生証等 2 点 具体例：健康保険証、職員証、学生証等
郵 送 料	基本料金、一般書留加算料金及び本人限定受取郵便加算料金の合計額（郵送する写しの大きさ及び重さによって異なります。）

- 2 条例第 30 条第 2 項及び条例施行規程第 19 条の規定により、写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担かつ前納であるため、写しの送付は、当該費用の入金を議会事務局において確認した後となること。
- 3 郵便事情により、郵送の遅れ、誤配等のリスクがあること。また、開示請求者側の事情により、送付した写しが開示請求者に到達しない場合があること。

訂正請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和 5 年条例第 2 5 号）第 3 2 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報並びに訂正請求の趣旨及び理由

訂正請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号： _____ 開示決定通知書の日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
訂正請求の趣旨 及 び 理 由	【趣旨】 【理由】

※ 裏面も記載してください。

2 本人確認等（該当するものに✓を付すとともに必要事項を記載してください。）

※ 本請求書を送付して訂正請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1) 訂正請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類			
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）			
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな）		
イ 本人の氏名			
ウ 本人の住所又は居所			
(4) 法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。			
請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
※ 請求資格確認書類については、訂正請求をする日前３０日以内に作成されたものに限り、また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。			
(5) 任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。			
請求資格確認書類	☐ 委任状 ☐ 添付書類（ ）		
※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ訂正請求をする日前３０日以内に作成したものに限り、また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限り、）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。			

利用停止請求書

年 月 日

松本市議会議長 宛て

(ふりがな)
氏 名
住所又は居所
〒
電話番号 ()

松本市議会個人情報保護条例（令和 5 年条例第 25 号）第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報並びに利用停止請求の趣旨及び理由

利用停止請求に係る 保有個人情報の 開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき 開 示 を 受 け た 保 有 個 人 情 報	開示決定通知書の文書番号： _____ 開示決定通知書の日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： _____
利用停止請求の 趣 旨 及 び 理 由	【趣旨（該当するものに✓を付してください。）】 ☐ 条例第 38 条第 1 項第 1 号該当 → ☐ 利用の停止 又は ☐ 消去 ☐ 条例第 38 条第 1 項第 2 号該当 → 提供の停止 【理由】

※ 裏面も記載してください。

2 本人確認等（該当するものに✓を付すとともに必要事項を記載してください。）

※ 本請求書を送付して利用停止請求をする場合は、送付による開示請求等本人確認書類提出書（様式第3号の2）及び同様式に記載されている本人確認書類を添付してください。

(1)	利用停止請求者	☐ 本人	☐ 法定代理人	☐ 任意代理人
(2)	請求者本人確認書類			
	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）			
(3)	本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）			
	ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 （ふりがな）		
	イ 本人の氏名			
	ウ 本人の住所又は居所			
(4)	法定代理人が請求する場合は請求資格確認書類（次のいずれかの書類）を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
	※ 請求資格確認書類については、利用停止請求をする日前３０日以内に作成されたものに限り、また、法定代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。請求資格確認書類は、コピーによる提出は認められません。			
(5)	任意代理人が請求する場合は請求資格確認書類を提示し、又は提出してください。			
	請求資格確認書類	☐ 委任状 ☐ 添付書類（ ）		
	※ 委任状については、委任者がその実印を押印し、かつ利用停止請求をする日前３０日以内に作成したものに限り、また、当該実印に係る印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限り）を添付するとともに、任意代理人の本人確認書類（上記(2)に準じる。）を添付してください。委任状及び印鑑登録証明書は、コピーによる提出は認められません。			

○松本市議会個人情報保護条例（抄）

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（1） 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

（2） 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（3） 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは公営企業管理者、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（4） 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

（審議会への諮問等）

第50条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。第3項において「執行機関条例」という。）第4条第1項に規定する松本市個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

（1） この条例の規定を改正し、又は廃止する場合

（2） 第7条第2項第8号又は第3項第3号の規定により個人情報を取得しようとする場合

（3） 第9条第1項の規定により講ずる措置に係る運用上の細則を定める場合

（4） 前号に掲げるもののほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合

（5） この条例の運用に関し、意見を聞くことが特に必要であると認める場合

2 議会は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその内容を審議会に報告するものとする。

（1） 前項第3号及び第4号の規定により定めた細則に基づき、具体的な措置を講じたとき。

（2） 第4条第3項の規定により、利用目的を変更したとき。

- (3) 第12条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したとき。
- (4) 第17条第1項の規定により、個人情報ファイル簿を作成したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の運用に関し、特に必要であると認めるとき。

○松本市議会個人情報保護条例施行規程（抄）

令和5年3月31日

議会告示第1号

（保有個人情報及び仮名加工情報に係る安全管理措置）

第5条 条例第9条第1項及び第15条第2項の規定により議長が講ずる措置は、次に掲げる細則によるものとする。

- (1) 議長は、議会の事務局の職員（第5号において「職員」という。）の中から、安全管理措置執行責任者（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置及びその取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下この条において「安全管理措置」という。）に係る執行責任者をいう。）を任命する。
- (2) 安全管理措置執行責任者は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務を除く。以下この号において「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、個人情報取扱事務ごとに松本市議会個人情報取扱事務登録簿（様式第1号）を作成し、保有個人情報の把握と安全管理措置の徹底を図るものとする。
- (3) 安全管理措置執行責任者は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）令和4年1月個人情報保護委員会（第8条第2号において「個人情報保護委員会ガイドライン」という。）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）令和4年2月個人情報保護委員会事務局（第8条第2号において「個人情報保護委員会事務対応ガイド」という。）に準じた安全管理措置を講ずるものとする。
- (4) 安全管理措置執行責任者は、議会以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、電気通信回線その他の方法により電子計算機（入出力装置を含む。第12条第4号及び第17条第2項において同じ。）を結合するときは、あらかじめその必要性及び許容性を十分に検討するとともに、提供し、又は提供を受ける個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な情報通信技術上の措置を講ずるものとする。
- (5) 安全管理措置執行責任者は、職員による保有個人情報及び仮名加工情報の取扱いを指揮監督するとともに、職員に対し、毎年度1回以上、条例第9条第2項に規定する研修を行うものとする。